

項目	主な委員意見	府の考え方・計画案への反映
3 情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスク評価のためにはリアルタイムの情報が必要である。リアルタイムの情報をどう取り込んでいくかがリスク評価には重要であり、民間企業のデータも活用していくべき。</li> <li>○ 社会経済への影響についての情報収集に関して、公的機関や関西の経済予測をしている民間のシンクタンク等と、有事に備えて連携しておくことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3部第2章「情報収集・分析」において、以下のとおり取り組むこととしている。</li> <li>・情報収集・分析にかかるネットワークの図表（図表9）の注釈に「民間企業等含めて連携」という文言を追加し、民間企業等とも連携を行っていく。</li> </ul>
5 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防計画に倣い、歯科に関する取組も追記いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3部第8章「医療」初動期において、以下の文言を追記しました。</li> <li>P.89 1-1.医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備</li> <li>「② 歯科医療について、新型インフルエンザ等の発生及びまん延時に緊急的な歯科治療を要する場合に備え、歯科を有する病院は、地域の歯科診療所と連携体制の構築に努めるとともに、歯科医療における適切な感染防止対策に係る情報共有を図るなど、平時から、新型インフルエンザ等に備えた対策を進める。」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の薬局、薬剤師は自宅療養・発熱外来の患者に対する地域の医薬品の供給拠点として、夜間・休日も含めて体制を整備している。地域の薬局についても記載いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3部第8章「医療」対応期において、以下の文言を追記しました。</li> <li>P.98 3-3-1. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築 イ 発熱外来体制</li> <li>「 なお、発熱外来体制の整備に当たっては、地域の薬局による服薬指導等が必要となることから、府は、自宅療養者等への服薬指導等を行う医療措置協定を締結した薬局に対しても併せて要請を行う等し、医療機関が連携して患者に対応できる体制を整備する。」</li> </ul>